

岩手県告示第726号

令和3年8月18日付け官報第556号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和3年農林水産省告示第1403号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和3年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 奥州市衣川後山1の1、1の7から1の9まで、5の7、5の8、5の15、5の19、18の9、18の12、18の40、18の41、18の43、18の56、18の60、18の62、18の70
- (2) 所在が不明である通知の相手方 秋野力治、菊地十郎、佐藤文義、菅原泉、菅原俊三、鈴木丑雄、高橋サトリ、高橋剛、高橋信雄、高橋政雄、高橋美枝子、高橋八千代、苔米地行三

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所